

公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団
平成29年度 第1回 理事会議事録

- 1 日 時 平成29年6月5日(月) 午後3時～午後4時
- 2 場 所 名古屋ガーデンパレス5階 竹の間(名古屋市中区錦3-11-13)
- 3 理事現在数及び定足数
現在数11名、定足数6名
- 4 出席理事 8名
伊藤 聡、伊藤 靖祐、齋藤 善郎、水田 泰賢、松岡 明範、
長岡 龍男、新美 理、磯野 おわ
- 5 理事以外の出席者
(監 事) 河本 力、安井 信久
(事務局員) 田中 義広、大塚 あゆみ
- 6 議 案
 - (1) 第1号議案 平成28年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告について
 - (2) 第2号議案 平成28年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算について
 - (3) 第3号議案 評議員会の開催日及び議案について
 - (4) 第4号議案 その他
- 7 議事の進行等
 - (1) 議事の進行
定款第39条の規定により、理事長 伊藤 聡が議長となり議事を進行した。
 - (2) 定足数の確認
午後3時現在、理事現在数11名中7名の出席があり、定款第40条の規定により、理事会は有効に成立していることを確認した。
- 8 議事の経過の概要及び議案別議決の決議
 - (1) 第1号議案 平成28年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団事業報告について
議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。
 - (2) 第2号議案 平成28年度公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団収支決算について
議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。

(議 長)

今年度の特徴として、7,800万円の評価損が出ている。これは期首から期末にかけて国債の金利が上がり債権の価値が下がったためである。時価評価で会計処理を行うため、評価損益が金利に左右されるのは致し方ないことである。このような評価損を回避するために国債を一部売却し、現金化を図った。

議長は監査結果の報告を安井監事に求めた。

(安井監事)

平成29年5月31日に河本監事、理事長、遠山監査人、事務局同席のもとに監査を行った結果、理事の職務執行は適正であったことを報告する。

意見、質問を求めた。

(新美理事)

昨年度の加入者が非常に多いがこれには理由があるのか。

(議 長)

特に原因分析はしていないが、昨年度は保育所の加入やこども園への移行があったのでそのためではないかと思われる。今年度は例年並みの加入者数である。

(水田理事)

認定こども園は財団には入れるのか。

(議長)

財団加入の原則は、私学共済の加入の有無である。県の補助のない保育所に関しては、負担金乗率1000分の79.6を負担してもらっている。

議長が第1号議案、第2号議案をまとめて賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

- (3) 第3号議案 評議員会の開催日及び議案について
議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。

意見、質問を求めたが、特段何もなかったので、議長が第3号議案について賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。

- (4) 第4号議案 その他

- ①公益財団法人愛知県私立幼稚園退職基金財団慶弔覚書(案)について
議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。

意見、質問を求めたが、特段何もなかったので、議長が第4号議案①について賛否を求めたところ全会一致で原案のとおり承認された。

- ②資格異動等の遡及処理について(案)
議長の指示により事務局長が資料に基づき説明した。

意見、質問を求めた。

(水田理事)

遡り可能期間を1年としているが、年度をまたいだ場合の処理が県の補助金申請のかかわりで問題があるのではなかったか？

(議長)

年度をまたいだ場合、一切遡及しないというのは現実的ではない。例えば2月にすべき手続きを5月に申し出た場合、年度をまたいだため県の補助金が申請できないという理由で短期間にもかかわらず遡及しないとするのは不平等と考える。また、1年を超えた場合でも、理由書の提出により理事長が認めれば遡及可能とし、それを理事会で報告するという形にした。すべてを理事長判断とするのではなく、理事会で歯止めをかけてもらいたい。

議長から遡及の実状の報告を求められ、事務局が4月に2年以上の遡りの申し出があったことを報告した。

議長が第4号議案②について賛否を求めたところ、全会一致で原案のとおり承認された。
施行日は平成29年6月5日とした。

9 その他

(新美理事)

今年度から退職手当資金給付請求書の様式が変更されたが、これが非常に見づらい。具体的には、平均標準給与明細がすべて列記され、実際の給付金額がわかりづらい。また、代表者記名押印欄が狭すぎる。

(議長)

平均標準給与明細については記載期間を算定対象の5年間までとし、合計欄は記載しない。その他については検討修正する。

また、北海道のクラウドシステムに乗り換えることも検討していたが、現在のシステムが稼働し

始めたばかりであるため、しばらくの間は現状のシステムを利用する。

次回理事会は、平成29年6月20日(火)午後4時から、名古屋ガーデンパレス5階 梅の間にて開催する。

以上、この議事録が明確であることを証するため、出席した理事及び監事は記名押印する。

平成29年6月5日

理事長 伊藤 聡 印

常務理事 伊藤 靖祐 印

常務理事 齋藤 善郎 印

理事 水田 泰賢 印

理事 松岡 明範 印

理事 長岡 龍男 印

理事 新美 理 印

理事 磯野 おわ 印

監事 河本 力 印

監事 安井 信久 印